

～出国される皆さまへ～

出国前に市民税・県民税の納税の手続きが必要となる場合があります

日頃より本市の税務行政につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

出国される場合には、市税の納付の手続きを行っていただく必要がある場合があります。

個人市民税・県民税の手続き

個人の市民税・県民税は、前年中の所得をもとに課税され、その年の1月1日にお住いの住所地の市町村で課税されます。

このため、年の途中で出国される方にも、個人市民税・県民税の納税義務が発生する場合があります。また、1月1日より前に出国された方でも、本市に家族が居住するための家屋敷を有している場合には、市・県民税（家屋敷課税）の対象となる場合があります。

給与特別徴収により納税されている場合

出国が決まりましたら、事業所の方とご相談ください。

普通徴収により納税されている場合

納税管理人の届け出もしくは、予納の手続きをお願いします。

当年度 市民税・県民税 徴収方法	退職 ・ 出国時期	当年度		翌年度 (1月1日に住民票が喜多方市にある方は、出国されても、翌年度の個人市民税・県民税が課税されます)		
		対応方法	詳細	対応方法	詳細	
給与から市民税・県民税が差し引きの方 給与特別徴収	1～5月	一括徴収	一括徴収義務あり	納税管理人	6月上旬に納税管理人宛に納税通知書を送付※1	
		納税管理人	後日、納税管理人宛に、納税通知書を送付（出国後と6月上旬の2回）※1	予納	納税管理人の選定が困難な場合	
		予納		一括徴収や納税管理人の選定が困難な場合		
	6～12月	一括徴収	一括徴収義務なし 従業員の申出により、一括徴収可能			
		納税管理人	後日、納税管理人宛に、納税通知書を送付※1			
		予納	一括徴収や納税管理人の選定が困難な場合			
個人宛の納付書で納付の方 普通徴収	1～5月	完納	届いている納税通知書分を完納	納税管理人	6月上旬に納税管理人宛に納税通知書を送付※1	
		納税管理人	市民税・県民税を完納することができない場合 後日、納税管理人宛に、納税通知書を送付			
		予納	完納や納税管理人の選定が困難な場合			
	6～12月	完納	届いている納税通知書分を完納			
		納税管理人	後日、納税管理人宛に、納税通知書を送付※1			

一括徴収 最後の給与から未徴収税額を一括で差し引くことです。なお、1月以降退職の場合、当該年度の市民税・県民税については、一括徴収しなければなりません。退職が6～12月までの場合は、従業員からの申出があれば、一括徴収することができます。

納税管理人 納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続（書類の受け取り・納税・還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することも可能です。「納税管理人申告書」を納税管理人の同意のうえ、ご提出ください。

予納 納税通知書が送付される前に税額を計算し、出国前にあらかじめご自身で納めていただくことです。「予納申出書」と、確定申告書の写しや源泉徴収票など、前年中の所得等の状況が確認できる書類を市役所税務課へご提出ください。税額は、後日、喜多方市からお送りする納付書で出国までに納付ください。

※1 納税管理人申告書を提出される方で、出国前にあらかじめ税額分の金額を納税管理人に預けたい場合も、「予納申出書」をご提出ください。後日、金額を通知いたします。この場合、納税管理人は、預かった税額を、後日、お送りする納付書で納付ください。